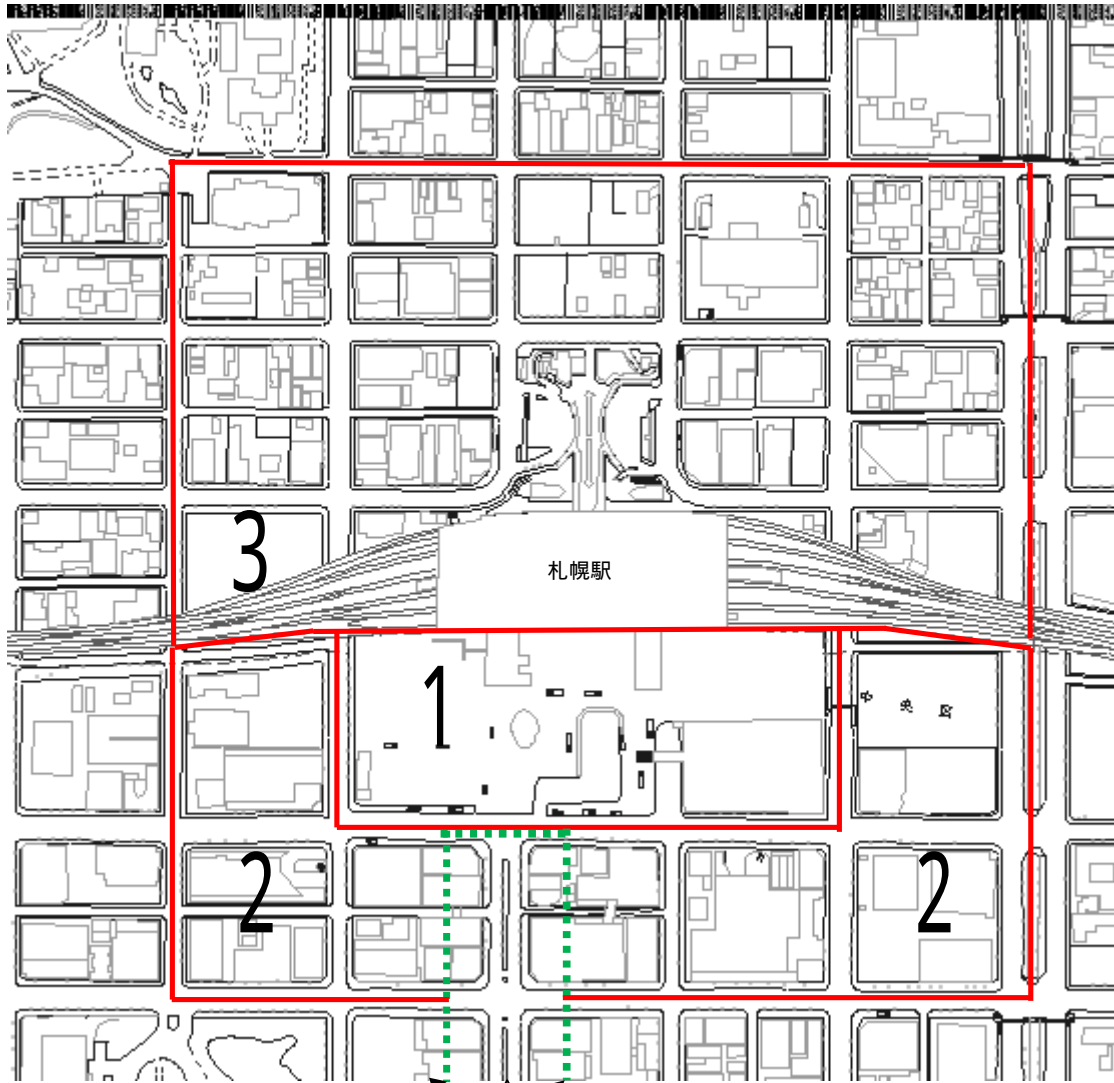


札幌駅（南口・北口）地区景観保全型広告整備地区・区域図

（平成 23 年 12 月 1 日改正後）

- 1：札幌駅南口地区景観保全型広告整備地区（第1区域）
- 2：札幌駅南口地区景観保全型広告整備地区（第2区域）
- 3：札幌駅北口地区景観保全型広告整備地区



都市計画道路「札幌駅前通」
の道路境界線及び見通し線
から東西に30mの線

建築物がこの区域の内外にわたる場合は、当該建築物の敷地全部が
「札幌駅前通北街区地区景観保全型広告整備地区」に属する。